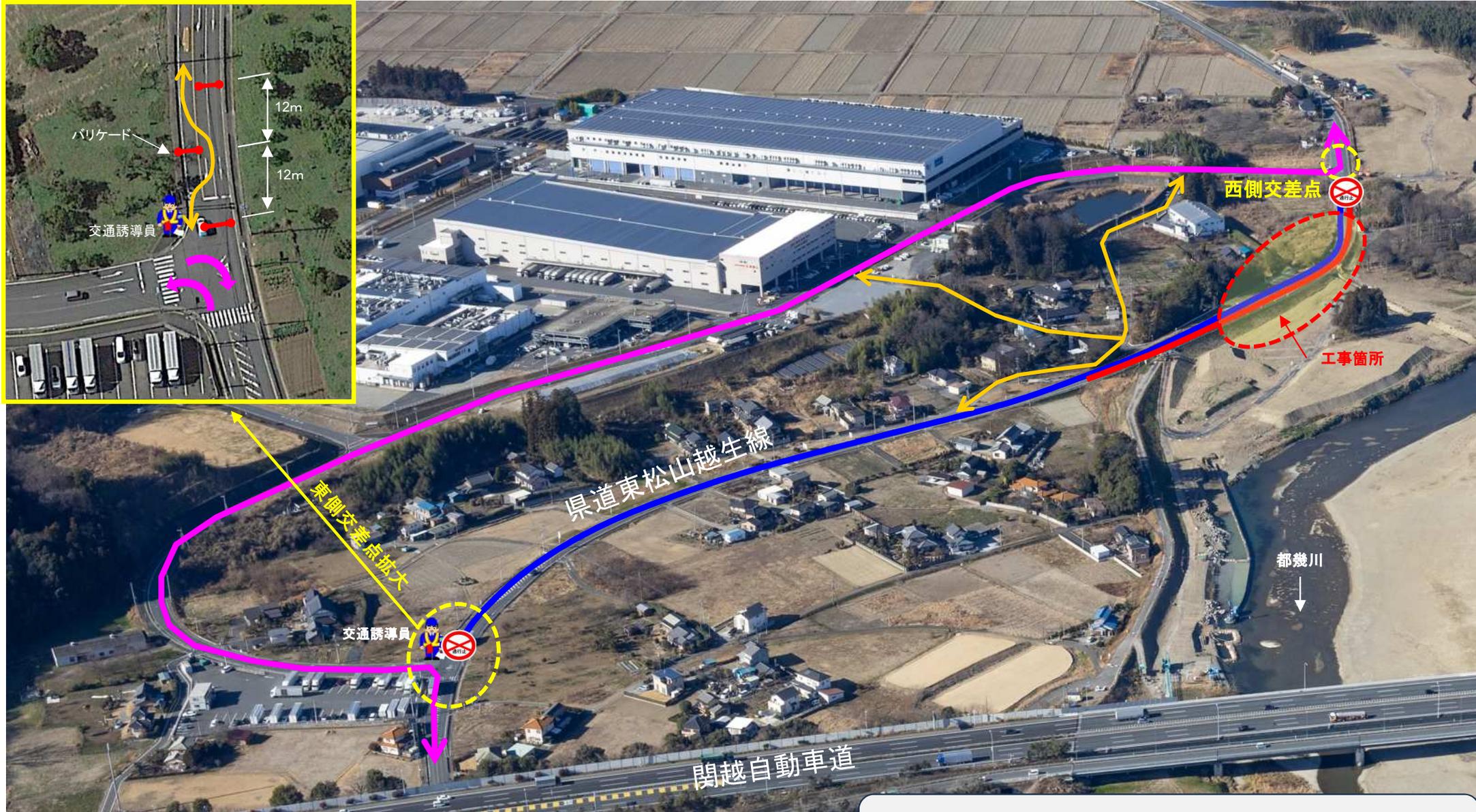


# 通行止め期間中の出入りについて



## 凡例

- : 全面通行止め区間 (工事車両のみ進入可能)
- : 通行止め区間 (工事関係車両及び一部居住者通行可能)
- ↔ : 迂回路
- ↔ : 居住者進入可能経路

- ・ 東側交差点部につきましては、平日8:00~17:00までの間、交通誘導員を配置いたします。休日及び夜間は、出入口の封鎖は行わず、バリケードを千鳥状に設置いたしますので居住者の方につきましては通行可能となっております。
- ・ 西側交差点においては、工事関係車両のみの出入りとなります。